

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 請願・陳情の審査

(2) 陳情第126号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める
陳情

資 料 臓器移植の現状と国の動向について

平成31年1月24日

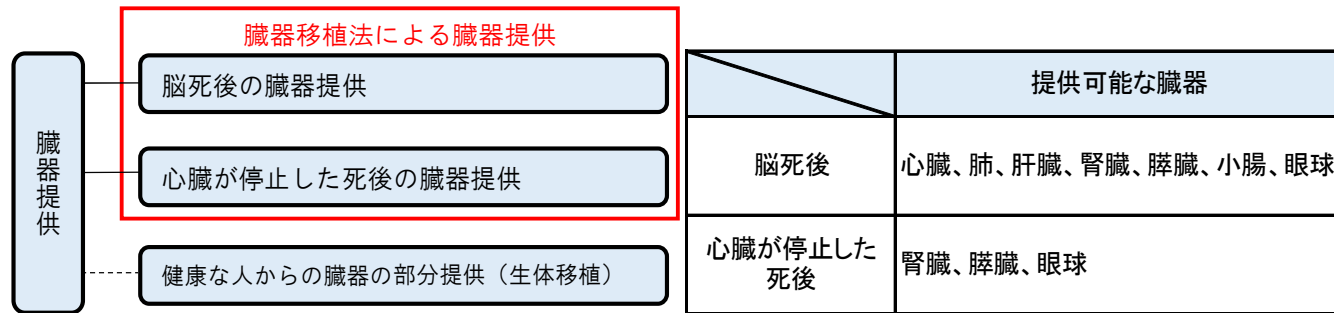
健康福祉局

1 臓器移植医療の経緯について

- 平成9年10月 臓器移植法施行
⇒ 脳死後の臓器提供が可能となる。
- 平成20年5月 国際移植学会で「イスタンブール宣言」制定
趣旨：移植が必要な患者の命は自国で救える努力をすること。
- 平成22年7月 改正臓器移植法の全面施行
⇒ 本人の意思が不明な場合であっても、家族の承諾で臓器提供が可能となる。

2 臓器移植法による臓器提供について

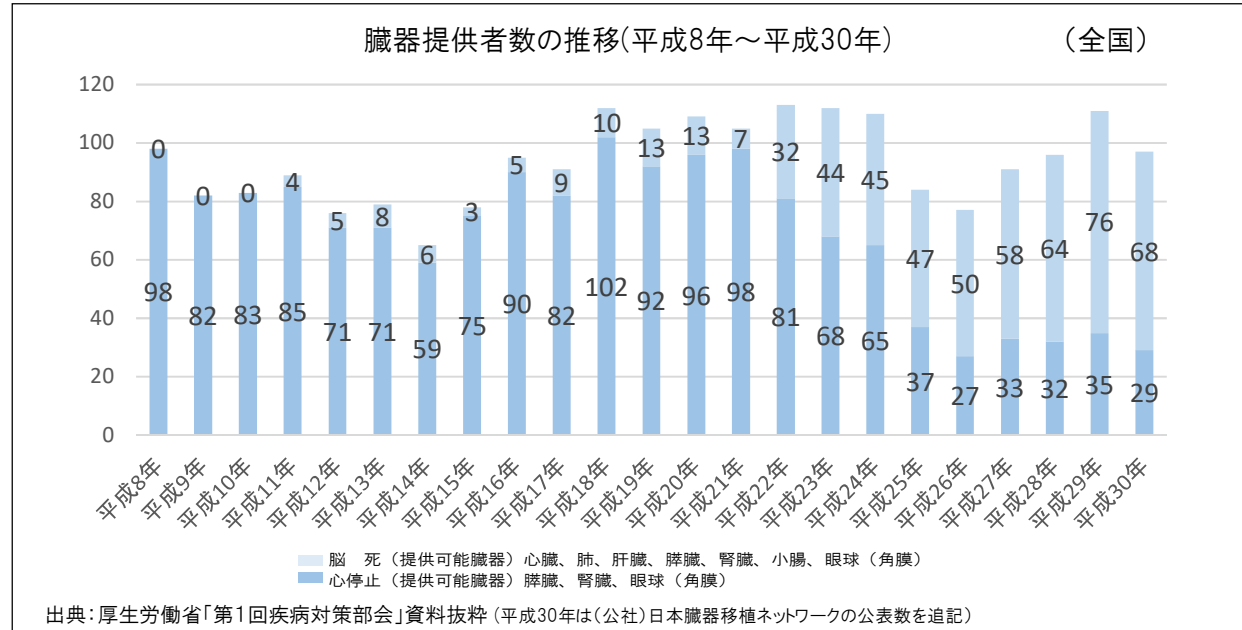
臓器移植法で定められている臓器提供は「脳死後の提供」と「心臓が停止した死後の提供」となっている。



なお、日本移植学会によると、生体移植では肺、肝臓、腎臓、膵臓、小腸の移植が一般的とされている。

出典：(公社)日本臓器移植ネットワーク資料「日本の移植事情」抜粋

3 臓器提供者数・臓器移植希望者数について



臓器移植希望登録者の推移(H26年～30年) (全国/各年末)

年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
希望登録者数	13,771	13,973	14,079	13,823	13,595

出典：(公社)日本臓器移植ネットワーク「臓器移植希望登録者数」

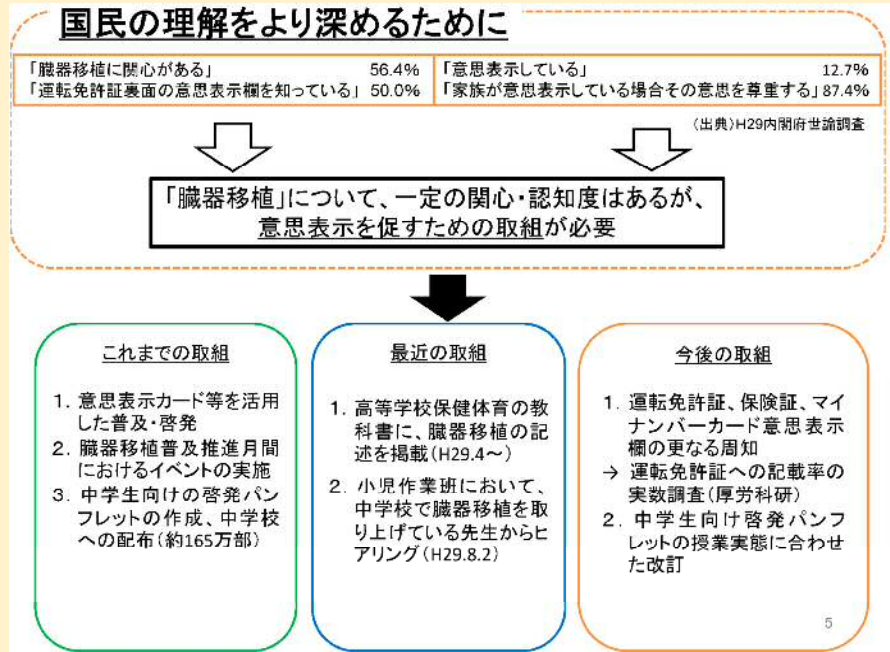
(神奈川県の場合)腎臓移植件数の推移(H26年～30年) (各年末)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
希望登録者数	930	958	996	1,025	995
移植人数	2	6	7	3	12

出典：(公社)日本臓器移植ネットワーク「都道府県別腎臓提供件数・移植件数」

4 直近の国の動向について (出典：厚生労働省「第1回疾病対策部会」(H30.1.17)資料抜粋)

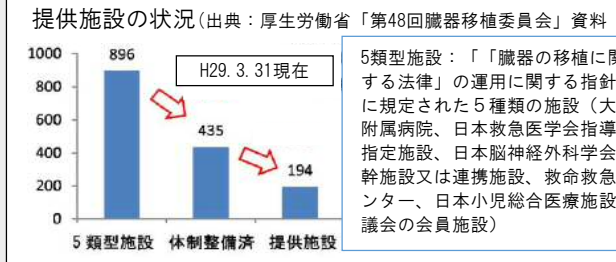
(1) 普及啓発の取組



(2) 院内体制整備支援事業の実施

平成25年度から(公社)日本臓器移植ネットワーク(JOT)を通じ、臓器提供施設の院内体制整備支援事業を実施

(支援内容)
各施設の状況に応じ、院内各種委員会の設置指導やマニュアルの整備、研修会の開催等



事業の種類	Aプラン	Bプラン	Cプラン
対象施設	脳死判定 全くなし	脳死判定の準備が整っているor一部に不足有り	心停止・脳死下臓器提供の経験有り
H29年度実施施設数	7施設	40施設	38施設
事業完了時目標	選択肢提示・意思表示確認ができる体制整備	申し出があった時に臓器提供可能な体制整備	常に選択肢提示、臓器提供可能な状態を維持

支援内容
○各実施施設の現状に応じ、以下の支援を実施
院内各種委員会の設置指導、マニュアル整備、外部講師の紹介、脳死判定のシミュレーション、研修会の開催等

JOTコーディネーター、都道府県コーディネーターが各施設への支援を実施

支援事業実施施設	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	17	16	17	66	85

(3) 提供・移植施設における課題への対応

厚生労働省科学研究費補助金による研究において、臓器の提供施設及び移植施設におけるそれぞれの課題について対応を検討中(H29年度～H31年度)

